

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表
(令和6年1月分以降用)

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
相続開始時、被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表⑤) 加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③)	②	円	円	円	円
	③				
	④				
	⑤	円	円	円	円
管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表④)	⑥				
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記④又は⑤の金額がある場合には、 ((①-④-⑤)×0.2)となります。	⑦	円	円	円	円

- (注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。
- 2 ②欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額の合計額を記入します。
- (1) 令和5年12月31日以前に被相続人からの贈与により取得した財産の場合
被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額
- (2) 令和6年1月1日以後に被相続人からの贈与により取得した財産の場合
被相続人から贈与を受けた年分ごとに次の算式により算出した金額の合計額
(算式)
- $$\left[\begin{array}{l} \text{被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から} \\ \text{相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{その期間内の被相続人に係る各年分の贈与税} \\ \text{の相続時精算課税に係る基礎控除額(※)} \end{array} \right]$$
- ※ 同一年中に被相続人の一親等の血族であった期間と一親等の血族に該当しない期間のいずれの期間内にもその被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた年分については、次の算式により算出した金額となります。
- (算式)
- $$\left[\begin{array}{l} \text{その年分において被相続人から} \\ \text{の贈与により取得した財産の価} \\ \text{額から控除した相続時精算課税} \\ \text{に係る基礎控除額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その年分の被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続} \\ \text{人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \\ \text{その年分の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得} \\ \text{した財産の価額} \end{array} \right]$$
- 3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。